◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

スコープ

収入の計上がなかったのみで脱漏とはいえず

社有車を役員の親族に貸与、対価なしで隠蔽・仮装になるか

社有車を請求人の代表者の親族に使用させていたことの対価が収入に計上されていなかったことが、「隠蔽又は仮装」に該当する事実に該当するかなどが争われた裁決で、国税不服審判所は、請求人と代表者の親族（使用者）との間で使用料相当額を授受する合意があったと認めるに足る証拠はなく、社有車は無償で貸借されていたと認められることからすると、使用料相当額を計上しなかったことのみを捉えて収入を脱漏したということはできないとの判断を示し、原処分の一部を取り消した（仙裁（法・諸）令4第15号）。

社有車を代表者の親族が使用、収入は計上されず

本件は、調査により、請求人が所有する車を請求人の代表者の親族が使用していたことの対価が収入に計上されていないなどの指摘を受け、法人税等の修正申告等をしたところ、原処分庁が当該収入の計上漏れ等には隠蔽又は仮装した事実が認められるなどとして、重加算税等の賦課決定処分を行ったため、請求人がその一部の取消しを求めた事案である。請求人は代表者の親族らに車を使用させたことによる収入を帳簿に計上していないのは、無償の取引であり、金銭の授受も行われていないなどと主張した（表参照）。

審判所は、国税通則法68条1項にいう「事実」を「隠蔽」するとは、課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実について、これを隠蔽し、あるいは故意に脱漏することをいい、「事実」を「仮装」するとは、所得、財産又は取引上の名義等に関し、あたかも、それが真実であるかのように装う等、故意に事実をわい曲することをいうと解するのが相当であるとした。

使用の合意はあるも対価の取り決めはなし

その上で本件については、請求人と代表者の親族（使用者）との間で使用料相当額を授受する合意があったと認めるに足る証拠はなく、むしろ、車を使用する合意があった一方で、使用料相当額について何ら取り決めをしていなかったと認められ、車は無償で貸借されていたと認められると指摘。審判所は、使用料相当額を計上しなかったことのみを捉えて収入を脱漏したということはできないとの判断を示した。

従業員以外の健康診断料が過大に

ただし、健康診断料や現金不足額については、請求人の隠蔽・仮装が原処分のとおりに認められている。

まず、健康診断料について審判所は、請求人は代表者の親族等の便宜を図る目的で、これらの者らを従業員であるかのようにして健康診断を申し込んだ上で、実際に従業員とともに受診させているとした。その結果、健康診断に係る請求書には請求人が負担する義務

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ

◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

【表】 当事者の主な主張

原処分庁	請求人
（使用料相当額について） 代表者の申述によれば、請求人は、使用料相当額を請求人の収入として計上していなければならないことを認識しながら、使用者が代表の親族であったため、あえて使用料相当額を請求せず収入に計上しなかったのであるから、車両の貸出しは無償取引を予定していたものではなく、また、このことは「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」に定める「帳簿書類への記録をせず、収入の脱ろうをしていること」に該当する。 （健康診断料について） 請求人は、従業員でない取締役の親族や友人の健康診断料を請求人の経費に計上する目的で、従業員と偽って健康診断を受診させることにより、健康診断料を損金の額に算入したと認められ、「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」に定める「帳簿書類へ虚偽記載により仮装の経理を行っていること」に該当する。 （現金不足額について） 請求人は、代表者への支払の事実を明らかにしない目的で、意図的に領収書などの損金の額に算入される支出があったことを証明する書類を保存しなかったのであり、このことは、現金不足額が代表に対する賞与に該当するものと認識していたにもかかわらず、当該支出の事実を証明する書類を保存しないことにより、源泉徴収の対象となる賞与の支払事実を隠蔽していたと認められる。	（使用料相当額について） 代表者の親族らに車両を使用させたことによる収入を帳簿に計上していないのは、当該取引が無償の取引であり、金銭の授受も行われない取引だからである。請求人は、調査の指摘により、適正な使用料収入の金額について修正申告による是正をしたのであり、使用料相当額の計上がなかったことは、単なる収入の計上漏れであって、使用料収入を脱漏した事実はない。 （健康診断料について） 請求人は、従業員と従業員でない取締役の親族や友人を併せて健康診断の申込みをしたが、健康診断は、従業員でなければ申し込めないものではなく、誰でも受診できるものであるから、健康診断の申込みに際して、従業員であるかのように仮装する必要はなく、単に申込書に従業員ではない者の氏名を記載しただけであり、仮装した事実はない。 （現金不足額について） 現金不足額は、領収書などの損金の額に算入される支出があったことを証明する書類がなかったり、もらえなかったことにより、帳簿に記載することができなかったため生じたものであるから、代表者に対する賞与の支払事実を隠蔽した事実はない。

のない健康診断料が含まれた過大な金額が記載されたものとなり、請求人は、その全額が請求人に義務付けられている健康診断に係る費用であるかのごとく帳簿書類に虚偽記載したと認められると判断。審判所は、健康診断料を損金の額に算入した行為は隠蔽又は仮装に該当する事実があったと認められるとした。

また、現金不足額について審判所は、請求人が代表者に現金を交付する際に帳簿書類に日時、金額などを一切記録していなかったことにより生じたものであり、その結果、請求人においては、実際の現金在高が帳簿上の現金在高よりも不足することになったと認められると指摘。この点、代表者も長年にわたり請求人の代表者を務めていたのであるから、現金を交付する際に帳簿書類に記録すべきことは当然認識していたはずであるところ、請求人が当該事実を帳簿に記帳せず、残存しない現金を帳簿に載せ続けることで代表者に対する賞与の支払事実を隠蔽したといえるから、請求人には、隠蔽又は仮装に該当する事実があったと認められると判断した。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ